

平成 21 年 6 月 23 日

栃木県が実施する「エコキーパー事業所認定制度」の
認定事業所に対する優遇制度について

足利銀行（頭取 藤沢 智）は、栃木県の地球温暖化対策事業に協力し、「エコキーパー事業所認定制度」の認定事業所に対して、ビジネスローンの取扱手数料を下記のとおり優遇いたします。

当行はこのたびの取組みをはじめ、中期経営計画に盛り込まれている“環境保全のための行動”の実践に向けて、さまざまな環境保全活動に積極的に取り組んでまいります。

記

1．認定事業所への優遇内容

足利銀行のビジネスローン『スピードライン』の取扱手数料（融資金額の 0.42%）を全額免除いたします。

2．取扱開始日

平成 21 年度の認定証交付日以降

3．「エコキーパー事業所認定制度」について

- (1) 事業所における自主的な地球温暖化対策を促進するため、事業活動において地球温暖化対策に関し優れた取組みをしている事業所を、県が「エコキーパー事業所」として認定する。
- (2) 県は事業所からの認定申請にもとづき書類および現地調査により認定要件を満たすかどうか審査し、満たすと認められる場合は、エコキーパー事業所認定審査委員会の意見を聴いたうえで、「エコキーパー事業所」として認定する。
- (3) 認定した事業所には、栃木県ホームページでの公表、エコキーパー事業所認定証の交付、イメージキャラクター『エコキーパー』の印刷物への使用認同等が受けられる。

以 上